

別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業
(重点対策加速化事業)

1. 事業の要件

- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- イ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ウ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- エ 事業全体の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO₂削減量で除した値）が25万円/t-CO₂を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- オ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- カ 2. ア及びイの2つを実施すること。
- キ 2. ア～オの5つのうち2つ以上を実施すること。
- ク 都道府県・指定都市・中核市（施行時特例市を含む。）にあっては、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）の導入量の合計が1MW以上、その他の市区町村にあっては0.5MW以上を導入する地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画を策定すること。
- ケ 改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定又は改定していること（一部事務組合及び広域連合の場合は、事務事業編及び全ての構成地方公共団体において区域施策編を策定又は改定していること。）。ただし、令和7年度中に策定又は改定する場合はこの限りでない。
- コ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- サ 2. アにおいて、地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備は本事業の対象外とする。ただし、PPA（※1）・リース等により民間事業者が地方公共団体の公共施設に導入する場合又は地方公共団体が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める交付期間内に、太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に導入する場合についてはこの限りではない。
- シ 重点対策加速化事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の設備種別は、脱炭素先行地域づくり事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事

業の交付対象外とする。

- ス 2050 年度までの交付対象事業を実施する地方公共団体の区域のカーボンニュートラルに向けた道筋が示されていること。
- セ 2030 年度までに交付対象事業を実施する地方公共団体の公共施設・公用施設の電力消費に伴う CO₂ 排出を実質ゼロとすること。

※1 エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。

※2 事業の中止若しくは廃止時若しくは地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の最終年度終了時に、「1. 事業の要件」カ若しくはキを満たしていない場合又は再エネ発電設備の導入量が 1. クで定める量に達していない場合又は 2030 年度までにセを満たしていない場合には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。